

医政メモQ&A

保険者による直接審査・支払い

昨年6月26日に取りまとめられた政府の経済財政諮問会議における「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」すなわち、骨太の方針においては、医療サービス効率化プログラム(仮称)に係る事項の中で「レセプト審査、支払事務等の抜本的効率化」、「電子レセプトの推進」等が盛り込まれている。また、昨年7月24日に政府の総合規制改革会議が取りまとめた「重点6分野に関する中間取りまとめ」においても、診療報酬の審査支払業務に関し、その効率化・高度化に係る指摘がなされている。

Q：法的には？

A：健康保険法では、レセプト審査と医療費の支払いは医療機関が健保組合などの保険者と直接、行うことを原則にしている。

Q：現在のようになったのはいつから？

A：1948年9月から社会保険診療報酬支払基金法により設立される基金を通じて支払われるようにするため、1948年8月21日保発第42号厚生省保険局長から、各都道府県民生部保険課長あて通ちょうの、健康保険組合における診療報酬の支払に関する件で、組合において、保険医である者と特別な契約を結び、又は嘱託とし、その医師に対する診療報酬を、審査機関を通ずることなく、直接に支払っている向があるやに聞き及ぶが、このような取り扱いは保険医制度の健全な運営を阻害するものであるから、直ちに廃止されるよう措置されたい。

Q：戦前は？

A：戦前において、保険医療機関等への支払等の業務を担っていたのは、旧制医師会及び旧制歯科医師会とされるが、両法人は戦後、GHQによる占領政策によって解散させられ、これにより、診療報酬の全国一元的な審査支払体制が失われ、当時深刻な支

払遅延等の事態を招来した。

Q：基金の審査体制は？

A：審査の公平公正を期すべく、基金に設置される審査委員については、診療担当者及び保険者の各代表並びに学識経験者の3者によって構成され、診療担当者及び保険者の各代表については、それぞれの所属団体の推薦により委嘱されることとされている。また、審査委員は基金法上、罰則を伴う守秘義務が設けられている。

Q：日医の対応は？

A：日医は2001年11月7日、医療制度改革に関する5つの反対・5つの提案の中で、保険者による直接審査支払、割引契約には反対。

〈根拠及び理由〉

1. 公平な審査体制が構築できない。
2. 患者さんへの守秘義務が担保できない。
3. 割引契約は、大規模組合に有利に作用し負担面で被保険者間の不公平が拡大する。
4. 健保組合による医療機関の囲い込みと患者誘導がはじまり、その結果フリーアクセスが阻害される。
5. 値引きには値引きで対抗するしかなく、質の低下、地域医療の混乱を生じる。

1月8日の読売新聞朝刊には、政府は7日、健康保険組合など保険者が診療報酬明細書(レセプト)の審査や支払いを自前で行うことを可能にする方針を固めた。個々の医療機関と契約を交わして医療費の割引や独自のサービスを受けることもできるようにする方針だ。保険者による医療機関のチェック能力を向上させることで、患者の立場に立ったサービス充実につなげようという狙い。3月に

見直す「規制改革推進3ヶ年計画」に盛り込み、2002年度から実施する方針だ、と報じた。

しかしながら、ドイツでは基金のような機関はなく、保険者と医療機関との間で直接審査支払が行われることから、両者の間で多く

の紛争を抱え、訴訟に及んでいるものもあると言われている。日本においても実現されれば、医療機関よりの再審請求・訴訟などが多くなることから、日医のバックアップが重要になるであろう。

(医政部長 中田 康信)

<札幌通信投稿に当たってのお願い>

1. 投稿内容について

個人を誹謗・中傷したもの、内容その他が掲載に支障があると広報委員会で判断した場合は、加筆、訂正、削除等を求めることがあります。掲載の採否は広報委員会・広報部にお任せ下さい。

2. 掲載号について

毎月の広報委員会において決定いたします。

3. 投稿枚数について

1回の投稿は原則として2ページを限度とします。長文現行および連載ご希望の方は、あらかじめ広報部までご連絡ください。

札幌通信原稿用紙(21字×12行)で

1ページ(1428字) 5枚半以内

2ページ(3192字) 12枚半以内

・ご希望の場合は札幌通信原稿用紙(21字×12行)をお送りいたします。

・ワープロを使用した場合は1行を21字に

設定して下さい。

4. 原稿の体裁等

1) 横書きといたします。

2) 引用分以外は、当用漢字、現代かなづかいを使用してください。

3) 明らかな誤字、脱字等は広報部で訂正し、著者校正は原則として1回といたします。

4) 別刷りが必要な方は事前に広報部へお申し出ください。(実費がかかります)

5) 原稿は原則として返却はいたしません。

5. 原稿送付先

〒060-8581 札幌市中央区大通西19丁目
札幌市医師会館

札幌市医師会 広報部

TEL (011) 611-4181

FAX (011) 611-8608

投稿原稿は必ず広報部を経由して下さい。